

指定給水装置工事事業者の指定の更新

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、長生郡市広域市町村圏組合水道部指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により公示する。

公示日：令和8年2月2日

指定 番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域において給水装置工事事業者の事業を行う事業所の名称及び所在地		指定の 有効期限
				名称	所在地	
379	荏原住宅設備株式会社	東京都品川区戸越六丁目14番10号	松田 知子	荏原住宅設備株式会社 市原営業所	千葉県市原市松ヶ島1-16-19 2F	令和13年2月9日
380	合同会社クライス	千葉県茂原市長尾2587番の3	丸 忠利	合同会社クライス	千葉県茂原市長尾2587番の3	令和13年2月9日
381	住宅サービス	千葉県市原市玉前155番地5	森田 泰輔	住宅サービス	千葉県市原市玉前155番地5	令和13年2月9日